



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒420-0851
静岡市黒金町 55番地
静岡交通ビル 3階
TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973
Eメール kenpyo@mail.wbs.ne.jp



地方でも都市部でも、時給1500円程度必要だ と訴える湯沢事務局長
＝4日、静岡駅地下道

最低賃金を地方でも 都市部でも時給1500円に

6・4最賃デー
6月4日、全労連が提唱する「最賃中央行動」は、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために中央行動を取りやめ、全国各地で統一して行動することになりました。静岡県は、パート・臨時労組連絡会が、静岡駅前の地下道でチラシの配布と署名を行い市民にアピールしました。

パリン連の湯澤事務局長は「今、新型コロナウイルス感染拡大による経済へのダメージが広がっています。緊急事態宣言は解除されましたが、雇用と営業・暮らしは危機に瀕しています。この危機を乗り越えるには、一時的な保障と助成だけでなく、格差を是正し貧困をなくさなければなりません。そのなかでも最低賃金の改善は欠かせません。人間らしい暮らしをするためには、私たちの調査で

は、地方でも都市部でも、時給1500円程度必要だ という結果が出ました。最低賃金を全国一律1500円にし、8時間働けば誰もが、どこでも、人間らしく暮らせる社会、生存権が守られる公正・公平な社会に変えていきましょう」と訴えました。

なお、中央では全国から集めた11万4300筆を超える最低賃金署名を最賃紹介議員に渡しました。

全国一律最低賃金を 審議会委員の公正任命を

7月1日に静岡県評はじめ愛労連・岐阜労連の役員が労働局へ要請を行いました。労働局からは賃金室長はじめ4人が参加しました。

東海北陸ブロック 最賃キヤラバン

全国一律最低賃金制・最低賃金審議会委員の公正任命などを求める、東海北陸ブロック最賃キヤラバンが行われました。

第3回 幹事会開催

静岡県評第3回幹事会を6月20日あざれあで開催。第2回幹事会（3月開催予定）は新型コロナウイルスの影響で書面での幹事会に替え、今回は緊急事態宣言が解除されたこともあり幹事の参加で開催しました。

廣瀬事務局長から①組織拡大月間のまとめ②春闘のまとめ③承認事項が提案されました。

また、幹事からの発言では、新型コロナウイルスの影響で行動等が中止になった。機関会議が開かれなくウェブ会議にするようにしたが、メリットもあった。新型コロナウイルス感染症から医療崩壊をくいとめるために、医療機関へ要請した、などの報告がありました。



静岡県評 2020年度 第3回幹事会

「新型コロナウイルス」感 染に伴う県評の機関会議の 持ち方について提案

新型コロナウイルスの感染を防ぐため4月16日全国に緊急事態宣言が出され5月14日には解除されました。しかし、現段階でも感染拡大



静岡労働局へ最低賃金引き上げなどを要請＝1日

くが非正規雇用労働者で、最低賃金を引き上げる必要があり、この難局を乗り越えるには、国民の消費購買力を引き上げる必要がある。最低賃金審議会委員の公正任命を求め、東海北陸ブロック最賃キヤラバンが行われました。

機関会議の持ち方について提案する松川副議長は20日、静岡市あざれあで

大の恐れがあり、今年秋から冬にむけて第二波の感染拡大の懸念が専門家から指摘されています。

静岡県評は、5月・6月の常任幹事会の開催を見送り、代わりに四役会議を開催し、運動、運営の方向を討議しました。また、4月予定の第2回幹事会は、書面により意見、賛否を問いました。今後緊急事態宣言が出されたときに対応できるように検討委員会を設け検討しました。

9月19日（土）には県評の第73回定期大会を控えています。緊急事態宣言が出されなければ通常通りの開催となりますが、会場の定員は感染対策上、現段階では定員の半分という規制も

※最低賃金制度の 発祥地 静岡

静岡県内の缶詰業者が昭和31年（1956年）4月に全国で初めて、初任給に最低賃金を設定する協定を業者間で結び、同時に年齢別・経験年齢別の標準賃金を制定したことを記念した石碑。



最低賃金全国第1号記念碑

（フェルケル博物館）
静岡市清水区
港町2ノ8ノ11

労働局からは、最低賃金を引き上げることについては「審議会へ要請していく。『全国一律の最賃制度』の実現については、制度の変更です。報告する」職員増員については「静岡労働局として増員の要請はしていき、国の施策なので地方局としてはできない」など

ど、例年と変わらない回答でした。最低賃金は、すべての労働者の賃金の基本です。静岡県の「最低賃金を今すぐ1,000円以上に、目指せ1,500円」 「全国一律の最賃制度」を実現の運動を継続していかねばなりません。

春闘回答速報

経済産業部労働政策課調べ 2020/7/7				
県平均 中小企業平均	平均要求額	7,426 円	2.74 %	
	平均回答額	4,341 円	1.60 %	
	平均要求額	6,230 円	2.49 %	
	平均回答額	3,609 円	1.44 %	
静岡県評 7/8現在				
正規	平均要求額	27,021 円	5.42 %	
	平均回答額	3,474 円	1.65 %	
非正規	平均要求額	150 円		
	平均回答額			

コロナ災害を乗り越える いのちとくらしを守る なんでも電話相談会

～住まい・生活保護・労働・借金 etc…～ **【第2弾】**



切実な悩みなどの相談に丁寧に答える相談員
＝6日、静岡地区労連事務所

工団体連合会 1名・生活と健康を守る会 2名と労働相談員4名で担当しました。

新型コロナウイルスの影響で仕事が少なくなった、会社の売り上げが減り困っている、など切実な相談13件が寄せられました。

「会社の仕事が減り自宅待機となったが無給のため生活が苦しい」「娘が看護師をしていたため会社から自宅待機を命じられた。別居したがその後、解雇を言い渡された」「食品業をしているが売り上げが半分以上

となり困っている」などの相談がありました。

相談員からは「会社都合の休業には休業手当を100%請求する権利があります。労基法上、賃金の60%を払わなければ違法です。また、企業には雇用調整助成金の制度があります」「生活に困っている人を対象に、社会

福祉協議会では無利子の貸付制度があります」など対応しました。

今後も、新型コロナウイルスの影響で生活が一層厳しくなり、必要な支援が必要などところに届かない状況が続くと思われ、国が必要な支援策を迅速に講じる必要があります。

6月6日(土) 全国の弁護士、司法書士、労働組合、諸団体が連携して全国47都道府県・97会場で電話相談会を開催しました。静岡県では弁護士

事務所3か所・司法書士有志が1か所、静岡地区労連の事務所の計5か所で相談を受けました。

県評は静岡地区労連の事務所弁護士3人(静岡法律事務所) 静岡県商

人間らしい生活ができる生活保護基準に

第1回口頭弁論(生存権裁判)

6月19日静岡地裁で、生活保護基準を2018年に引き下げたことは憲法25条の生存権に違反すると、県内の受給者4人が減額取り消しを求めた第1回口頭弁論が行われました。

原告の坪井さんは「平成30年9月に保護基準額が660円減額の通知が来た。私にとって、たかが660円ではない。食費や水道光熱費を抑え付き合ってもまかならない、切り詰めて生活をしている、3度の食事もろくに取れない、満足に風呂にも入れない、普通の生活ができない、これが生活



保護利用者の現状だ。また、福祉事務所の裁決書には、変更事由はなく保護基準が改定されたとしがなく、実情を見ている。憲法25条で保証している、文化的な最低限の生活ができるだけの生活保護費にしてくださいと陳述しました。」

口頭弁論が終了後、報告集会が行われ「安倍政権は、マスクに440億円、GOTOキャンペーンに3千億円をかけた、この無駄な部分を省くだけで解決できる。いのちを守るために金に糸目をつけてはだめだ」などの発言がありました。

名古屋地裁不当判決

6月25日、生活保護制度の在り方を問う裁判の初めての判決が名古屋地方法裁判所でありました。判決は、原告や生活保護利用者の生活に目を背け、国の主張に生活保護利用者の実態を話す坪井さん19日、

あらゆる暴力とハラスメントをなくそう

静岡県労働研究所 No.62

6月18日、労働研究所の定例研究会を国労会館で開催され「パワハラ防止法の内容」「法律(改正労働施策総合推進法)の内容とその問題点について、種本良彦氏が報告しました。

●パワハラ防止

「指針」の概要

パワハラは定義として、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環



職場の安全衛生を実現するために 静岡県安全健康センター No.72

元大阪府知事・市長の橋下氏が、コロナ禍最中に「僕の改革で今、現場が疲弊」と自虐的にツイートしました。

彼らは、「身を切る改革」を旗印にして、行政を競って縮小させ、それを手柄のように誇ってきたのでした。

コロナ禍で、保健所の対応力が問題になりました。

しかし保健所は1979年に保健所法が廃止され、地域保険法に改悪されて、それまで850ヶ所(1990年)あった保健所が2000年には594ヶ所に、2019年には472ヶ所に激減されてきました。

人員も大幅に減少され、日常業務だけでも手いっぱいのところへ

医療現場は命を危険に曝し

このような非常事態では、当然の労働安全衛生活動が軽視されがちです。制度的な改善を政府に求めていくことは重要ですが、毎日毎日の業務の中で労働者の安全のために、人的、資金的な対応がどうしても必要であり、そのためには労働組合の力が必要になっていきます。

会場には大型テレビでパソコンの画面を表示し、パソコンのない人もZoom会議に参加できるようにしました。

広く定義すべき、③「業務上必要かつ相当な範囲」の判断にあたっては「労働者の主観」にも配慮すべき等があります。

「指針」の措置義務の問題点について、①すべての労働者を対象とした研修を必須とすべき、②研修においてはパワハラを具体的に示し周知させること、③パワハラを処分理由とした事例を周知していく、④相談窓口の担当者は、労使委員会や権限をもった部署、外部の弁護士等に準じた者が行うべき、⑤相談者の意向に配慮して解決案を講ずること、⑥事業主に調査結果について報告義務を課す

べき等があります。

●フリーランス・求職者などに対するハラスメント

2019年6月のILO総会で採択された「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約」は、労働者に加えて求職者やインターン等も広く保護対象とし、加盟国に対してあらゆる暴力とハラスメントを法律で禁止し、被害者を救済・支援することを求めています。

今回は、Zoomを利用した会議を行いました。会議室に7名参加し、浜松や沼津の遠方6名がZoomで参加しました。

静岡県評第73回定期大会

日時：9月19日(土) 10:00～
会場：静岡市民文化会館 大会議室3F
住所：静岡市葵区駿府町2番20号
※緊急事態宣言が出された場合には変更の可能性があります。